

2021.02.12

一般社団法人 地域包括ケア病棟協会

地域包括ケア病棟における新型コロナウイルス感染症及び疑似症患者、回復患者の入院料や加算について

| 医療法上 | | 一般病床 | | 療養病床 | | |
|---------------------|---|---|---|---|---|--|
| 算定する入院料 | | 地域包括ケア病棟入院料 | *1地域一般入院料 | | 地域包括ケア病棟入院料 | *2一般病棟 特別入院基本料 |
| 都道府県による受入れ確保病床の有無 | | 有無に関わらず | あり | なし | 有無に関わらず | あり なし |
| 新型コロナウイルス感染症及び疑似症患者 | 軽症 | — | | — | | |
| | 中等症 I | ・地域包括ケア病棟の特定入院料 *3＋在宅患者支援病床初期加算(300点、14日間) *4＋2類感染症患者入院診療加算(250点) | ・*5地域一般入院基本料(13対1) *4＋2類感染症患者入院診療加算(250点) *6＋救急医療管理加算(950点)×3 | ・*5地域一般入院基本料(13対1) *4＋2類感染症患者入院診療加算(250点) *4＋救急医療管理加算(950点)×2 | ・地域包括ケア病棟の特定入院料 *3＋在宅患者支援病床初期加算(300点、14日間) *4＋2類感染症患者入院診療加算(250点) | ・*5一般病棟入院基本料のうちの特例入院基本料 *4＋2類感染症患者入院診療加算(250点) *6＋救急医療管理加算(950点)×3 |
| | 中等症 II 以上 | | ・*5地域一般入院基本料(13対1) *4＋2類感染症患者入院診療加算(250点) *7＋救急医療管理加算(950点)×5 | — | | |
| — | ・地域包括ケア病棟の特定入院料 *8,9＋2類感染症患者入院診療加算(250点)×3 *9＋救急医療管理加算(950点、90日間) | — | | ・地域包括ケア病棟の特定入院料 *8,9＋2類感染症患者入院診療加算(250点)×3 *9＋救急医療管理加算(950点、90日間) | — | |

*1: 令和3年1月8日【事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その32)より「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月14日厚生労働省保険局医療課事務連絡)問1の「診療報酬上の施設基準の要件を満たさない患者が入院した場合」に準じ、医療法上の病床種別と当該特定入院料が施設基準上求めている看護配置等により算定する入院基本料を判断の上、当該入院基本料を算定することとして差し支えない(一般病床の地域包括ケア病棟に入院の場合は13対1の看護配置を求めていることから、地域一般入院基本料を算定。)。なお、入院料の変更等の届出は不要である。」

*2: 令和3年1月13日【事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その33)より、「都道府県から受け入れ病床として割り当てられた療養病床に入院させた場合、一般病床とみなして、一般病棟入院基本料のうち特別入院基本料を算定することとしてよい」

*3: 令和2年4月8日【事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その9)より「地域包括ケア病棟入院料を算定している病棟に、新型コロナウイルス感染症患者が入院した場合には、在宅患者支援病床初期加算を算定できる。」

*4: 令和2年4月18日【事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その12)より「中等症以上(酸素吸入が必要な状態)の新型コロナウイルス感染症患者(入院基本料又は特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)」については、14日を限度として1日につき救急医療管理加算1の100分の200に相当する点数(1,900点)を算定できることとする。また、新型コロナウイルス感染症患者に対する、医療従事者の感染リスクを伴う診療に係る評価として、看護配置に応じて、1日につき別表2に示す二類感染症患者入院診療加算に相当する点数を算定できることとする。なお、いずれについても、届出は不要とすること。」

*5: 令和2年5月26日【事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その19)より「中等症の新型コロナウイルス感染症患者には、酸素療法が必要な状態の患者のほか、免疫抑制状態にある患者の酸素療法が終了した後の状態など、急変等のリスクに鑑み、宿泊療養、自宅療養の対象とすべきでない患者を含む」

*6: 令和2年5月26日【事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その19)より「専用病床の確保などを行った上で新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関において、当該専用病床に入院する中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者(入院基本料又は特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)」については、14日を限度として1日につき救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数(2,850点)を算定できることとする。また、中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者のうち、継続的な診療が必要な場合には、当該点数を15日目で降も算定できることとする。」

*7: 令和2年9月15日【事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その27)より「中等症の新型コロナウイルス感染症患者のうち、呼吸不全を認める者については、呼吸不全に対する診療及び管理(以下、「呼吸不全管理」という。)を要することを踏まえ、それらの診療の評価として、呼吸不全管理を要する中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者(入院基本料又は特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)」については、14日を限度として1日につき救急医療管理加算1の100分の500に相当する点数(4,750点)を算定できることとする。また、呼吸不全管理を要する中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者のうち、継続的に診療が必要な場合には、当該点数を15日目で降も算定できることとする。」

*8: 令和2年12月15日【事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その31)より「転院を受け入れた保険医療機関に係る評価について新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合であっても、二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数(750点)を算定できることとする」

*9: 令和3年1月22日【事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その34)より「4月8日事務連絡に示される救急医療管理加算1については、12月15日事務連絡に示される二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数とは別に、(中略)令和2年6月25日健感発0625第5号にある退院に関する基準を満たし、(中略)「感染症法」第19条及び第20条の入院の勧告・措置が解除された後、最初に転院した保険医療機関における入院日を起算日として90日を限度として算定できる。」